

こ 成 環 第 106 号
令和 6 年 3 月 30 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

親子関係形成支援事業の実施について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 21 項に規定する市町村が実施する事業（以下「親子関係形成支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「親子関係形成支援事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

親子関係形成支援事業実施要綱

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業の内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

4 対象者

本事業の支援対象は、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭で、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若

しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者

- (3) 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

5 実施方法

- (1) 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。なお、事業者に委託等して実施する場合は、プログラムの内容について、あらかじめ市町村による確認を行うことが望ましい。
- ① 児童の行動の理解と要因の把握及び対応
 - ② 児童の発達・成長に応じた関係性や関わり
 - ③ 参加者同士によるピアサポート
 - ④ セルフケアや児童への関わり方の振り返り
- (2) 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。
- (3) 実施者は、対象者像として精神疾患、発達障害等のケースも考えられることから、基礎知識と必要な配慮をもって接すること。
- (4) 実施者は、利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- (5) 実施者の他、実施者をサポートし、利用者の様子の観察や記録等を行う者を配置することが望ましい。
- (6) 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- (7) プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、4回以上の連続講座として実施すること。なお、連続講座とは、講座の参加者が基本的には同一であり、同じ参加者が続けて受講するプログラムとし、利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返るような機会を設ける等、配慮すること。
- (8) 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士

等による預かり保育の実施に努めること。

(9) 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者に委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。

- ① 事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。深刻な虐待事案に至る前段階で児童との関わり方を支援する、という本事業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮すること。また、父親の参加や理解を促すための周知等の工夫すること。
- ② 支援対象者の支援ニーズをアセスメントし、支援ニーズに応じてプログラムを案内し、利用前の動機付けを丁寧に行うこと。また、学齢期以降の児童を養育する家庭においては、必要に応じて児童に対してもアセスメントを行うこと。
- ③ グループワークを行う際には、支援対象者の支援ニーズに合わせて組み合わせを考える等、配慮すること。
- ④ 支援対象者の利用状況を確認し、利用が中断した場合には個別に継続利用のための働きかけ（補習プログラムの提供、会場への付き添い、等）を行うよう努めること。
- ⑤ プログラム中または、中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合や、プログラム利用後の利用者の変化等の評価において、さらなる支援が必要と考えられる場合は、必要な他の支援が提供されるよう、こども家庭センター等の関係機関への連携を検討すること。
- ⑥ 利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図る場合には、利用者の同意を得ること。

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。